

## 2021年1月に生じたインバランス収支の調整に係る特別措置について

2022年2月14日  
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日、「託送供給等約款以外の供給条件」について、経済産業大臣の認可を受けましたので、お知らせいたします。

今回の認可は、2021年1月のスポット価格の高騰に伴い生じたインバランス収支の取扱いについて、国の審議会における取りまとめのとおり、需要バランシンググループごとに将来の託送料金から毎月定額を差し引く特別措置を講じるよう、本年1月11日に経済産業省から要請があり、当社が1月27日に申請していたものです。

認可を受けた特別措置の概要は、以下のとおりです。

### 1. 特別措置の内容

2021年1月においてインバランス料金単価<sup>※</sup>が200円/kWhおよび市場価格の水準を越えた部分の負担額(以下、「調整総額」)に応じて、需要バランシンググループごとに将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行います。

### 2. 適用対象の事業者

2022年2月15日から3月15日の間に当社へ申込みする小売電気事業者さま  
(調整総額が正で、インバランス料金を支払期日までにお支払いいただいている場合に限る)

### 3. 適用期間

2022年4月分の託送料金から原則として9月分の託送料金まで(6か月間)

### 4. 特別措置の申込方法等

2022年2月15日から3月15日までの間に当社ネットワークサービスセンターへ所定の様式によりお申込みください。

### 5. 問い合わせ窓口

ネットワークサービスセンター  
電話番号 0570-051-081 (ナビダイヤル 2 )  
受付時間 平日 9時~12時, 13時~17時  
メール nsc-kou01@nw.rikuden.co.jp

※ 小売電気事業者が電力広域的運営推進機関へ提出した日々の需要計画に対する需要実績の差分を「インバランス」と言い、需要と供給を一致させるために、インバランスについては、一般送配電事業者が補給等を行っており、当該補給等に係る精算に用いる単価を「インバランス料金単価」と呼びます。

以上

別紙：特別措置の内容について

<p>①適用対象の事業者</p>	<p>・2022年2月15日～2022年3月15日の間に当社へ申込みする小売電気事業者さま (ただし、③調整総額が正であり、申込日までにインバランス料金の未払いがない場合に限りです。) (なお、申込みは需要バランシンググループ(以下「需要BG」といいます。)の代表者さまを通じて行っていただきます。)</p>
<p>②適用期間</p>	<p>・原則として、<b>2022年4月～9月の6か月間を適用期間とします。</b> ただし、当社と需要BGの代表者さまとの<b>協議が整った場合に限り、適用期間を最短1か月まで短縮いたします。</b></p>
<p>③調整総額</p>	<p>・2021年1月において、<b>需要BGごとに<math>\Sigma(A \times a) - \Sigma(B \times b)</math>を算出して得た値を調整総額といたします。</b></p> <p>■調整単価(各コマ毎に算定 負の場合は零とする)</p> <p><b>A: 不足調整単価</b> (不足インバランス単価 - 市場価格※と200円/kWhの高い単価)</p> <p><b>B: 余剰調整単価</b> (余剰インバランス単価 - 市場価格※と200円/kWhの高い単価)</p> <p>※エリアプライスと時間前市場単価の加重平均値 (回避可能原価としてJEPXが公表する値)</p> <p>■当該需要BGの各コマのインバランス量</p> <p><b>a: 不足インバランス量</b></p> <p><b>b: 余剰インバランス量</b></p> <div data-bbox="1384 635 2123 1050" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>調整単価のイメージ</p> </div>
<p>④調整方法</p>	<p>・適用期間内の各月の託送料金から③調整総額を等分して差し引くことで調整いたします。 ※各月の託送料金を上回る調整は行ないません。</p>
<p>⑤申込方法</p>	<p>2022年2月15日から3月15日までの間に当社ネットワークサービスセンターへ所定の様式によりお申込みください。</p> <p>○お問い合わせ先 TEL : 0570-051-081 (ナビダイヤル2) 受付時間 : 平日 9時～12時, 13時～17時 メール : <a href="mailto:nsc-kou01@nw.rikuden.co.jp">nsc-kou01@nw.rikuden.co.jp</a></p>

※2021年1月のスポット価格の高騰に伴い生じたインバランス収支の取扱いについては、第43回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会(2021年12月27日開催)における取りまとめ(「2021年1月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」)をご参照ください。(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\_gas/denryoku\_gas/pdf/043\_s01\_00.pdf)